

答申第199号
令和4年12月27日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 井上 亜紀



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定
に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づき、
令和4年12月22日付け佐市教委学事第922号により諮問がありました「防犯カメラ
設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について」については、審議の結
果、諮問の内容を適当なものとして認めます。